平成２２年（フ）第３４８３号
札幌市清田区平岡４条１丁目２番２―410号
債務者　今野　麻美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４９８号
札幌市白石区本通18丁目南４番16―301号
債務者　波佐尾洋子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５０６号
札幌市東区北46条東３丁目４番６号　フラーリッシュ202号
債務者　若菜かつ恵（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５１２号
札幌市白石区北郷４条７丁目６番20号　ロマーノ102号
債務者　大川千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５２８号
札幌市北区新琴似７条５丁目４番42号　グランドハイツ202号
債務者　佐々木久美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５２９号
札幌市南区真駒内332番地274
債務者　柏崎留利子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５３５号
札幌市豊平区中の島２条６丁目２番48号　アカシヤハウス10号
債務者　松本　保夫
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５６号
群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯454番地55
債務者　篠原　次男
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５７２号
群馬県伊勢崎市野町119番地　草倉団地54
債務者　新山志津代
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５７５号
群馬県前橋市南橘町21番地　Ｒ２―106号、住民票上の住所群馬県前橋市南橘町９番地　U―502号
債務者　霜觸菜津美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５８８号
群馬県前橋市二之宮町460番地４　二ノ宮十字路公民館
債務者　青木　英雄
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５９５号
群馬県佐波郡玉村町大字五料860番地６
債務者　秋山　多恵（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６０８号
群馬県前橋市南橘町８番地　Ｚ―302号
債務者　勅使川原秋彦
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６０９号
群馬県前橋市南橘町８番地　Ｚ―302号
債務者　勅使川原美千子（旧姓小幡）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６１２号
群馬県前橋市上小出町２丁目885番地１
債務者　植栗　鈴子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６１３号
群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地266　パーラーＭ１－２Ｆ
債務者　大竹　政行
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３７７号
群馬県高崎市箕郷町西明屋626番地12
債務者　森下富美子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部